

平成21年度財団法人静岡総合研究機構学術教育研究推進事業費補助金
(静岡県S O E助成)募集要領

1 趣 旨

- (1) この要領は、地域社会における学術研究及び教育文化の振興発展を図るため、静岡県内にある大学及び高等専門学校（学校教育法で定める学校に限る。以下「学校」という。）に勤務する教員に対し財団法人静岡総合研究機構学術教育研究推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定める静岡県S O E助成の募集に関し必要な事項を定める。
- (2) 静岡県S O E (Seeds of Excellence)は、静岡県内の大学において、新進研究者がリーダーとなり、文部科学省が進める「21世紀C O E（センター・オブ・エクセレンス）プログラム」などの大型助成に採択される種（シーズ）となる研究をいう。

2 募集する補助対象事業の内容

(1) 募集する事業内容

補助対象事業	1件あたり補助額	補 助 件 数
<p>1.事業 平成21年4月1日現在において、<u>教員(助教含む)として大学初採用時から概ね15年以下の者がリーダーとなり、一人又は共同して行う、静岡県S O E。</u></p> <p>2.研究期間 1年以上2年まで。</p> <p>3.その他 ・申請する研究について、他の助成制度の適用を受けていない(予定含む)もの</p>	<p>補助対象事業に要する経費の範囲内で次に掲げる額を限度とする。</p> <p>〔200万円〕×〔1～2年〕</p>	<p>補助事業予算の範囲内で補助する。</p> <p>(補助予定件数) 21年度募集分：3件</p>

(2) 補助対象経費

- ア 設備備品費
- イ 会場使用料
- ウ 消耗品費
- エ 旅 費
- オ 謝 金
- カ その他財団の理事長が特に必要と認めた経費

なお、本補助金により取得した設備備品については、当該調査研究事業の完了後、所属する学校に寄附するものとする。

3 募集期間

平成21年4月27日（月）から 平成21年5月29日（金）まで（当日必着）

4 応募資格者

研究のリーダーは、大学ネットワーク静岡加盟の学校に常勤の教員として所属する者で、平成21年4月1日現在において、教員(助教含む)として大学初採用時から概ね15年以下の者とする。

5 調査研究期間

本補助金の対象となる調査研究事業は、平成21年4月1日以降に開始される研究で、2年以内とする(平成23年3月31日まで)。

6 申請方法及び申請書類

- (1) 申請にあたっては、研究に要する全期間(2年以内)を記載すること。
- (2) 申請書記載事項(「事業の目的、概要」「期待される成果、評価体制」「実施計画」)に関しては様式の範囲内(計3ページ)で記入すること。その他、関連資料がある場合は別にA4判5ページ以内で添付すること。
- (3) 当該申請者が所属する学校の代表者を經由して提出すること。

7 申請書の提出先

静岡市葵区鷹匠3丁目6-1(郵便番号 420-0839)

財団法人 静岡総合研究機構 学術グループ 電話 054-249-1821 F A X 054-249-1820

8 審査及び補助の決定

- (1) 財団の理事長は6により申請を受け付けた後、大学ネットワーク静岡による審査結果に基づき、適当と認めるものについて補助を決定する。
 - ア 大学ネットワーク静岡による審査にあたっては、交付要綱第4に掲げるもののほか、「新進研究者」、「海外研究者との共同研究」を優先考慮する。
 - イ 必要に応じ、申請者に対しヒアリングを行う場合がある。
- (2) 財団の理事長は補助を決定したときは要綱の定めるところにより、当該申請者に対し速やかに交付の決定を通知する。

9 概算払い

財団の理事長は必要に応じ、補助金交付決定後、交付決定額を限度に概算払いを行う。(年2回分割予定)

10 中間評価及び事業への反映

研究期間が2年にわたる事業を採択された者に対して、事業の中間期において、大学ネットワーク静岡による中間評価を行う。この結果によっては、以降の補助が減額または打ち切られる場合がある。評価の実施方法については、別に定める。

11 成果の報告

補助の決定を受けた者は要綱の定めるところにより、補助対象事業完了の日から30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式及び成果集)を財団に提出すること。(10万円以上の設備備品を購入した場合は、その写しを添付すること。)

12 財団による成果の公表

財団は、様式第3号別紙（財団法人 静岡総合研究機構 学術教育研究推進事業費補助金 実施事業の概要）を原稿とし報告書を冊子にまとめ、県内大学等に配付する。また、財団ホームページに同内容を掲載する。

13 留意事項

- (1) 本事業に応募するに当たっては要綱の基準を遵守すること。
- (2) 要綱に定める申請書の記載にあたっては、「事業費内訳」欄に当該研究を行うのに必要な経費全てを記入し、「財源内訳」欄には当該研究に係る全ての助成及び負担金等を記入すること。
- (3) 補助金交付申請書及び実績報告書等提出資料は、すべてA4版とすること。